

登録船舶管理事業者評価制度の主な方向性について(案)

(1) 評価項目について

(第1回検討会において頂いた御意見)

- 評価の項目の設定にあたっては、評価を受ける側の負担と、品質の担保のバランスを踏まえる必要がある。
- 「内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト」(平成25年4月)の内容を活用する場合、必須項目と加点項目にわけ、項目数をある程度絞ることとしてはどうか。
- 評価を受ける事業者が、ISOや任意ISMの審査を受け適合していると認定されている場合、評価項目のうち、当該審査と重複する部分の第三者評価については簡略化することも考えられないか。その他、内部監査の結果を自己評価に活用することによる自己評価の簡略化など、評価を受ける側の負担の軽減も考えられるのではないか。
- 自己評価と第三者評価は、同じ項目で評価を行うことが適当ではないか。ただし、例えば顧客満足度など、登録船舶管理事業者のアピールにつながるような項目については、評価結果とは切り分けて、評価公表時に公表できるようにすることも検討してはどうか。

(事務局の整理の方向性)

- 登録船舶管理事業者の業務の「見える化」と、登録船舶管理事業者の評価実施における負担との兼ね合いを踏まえ、評価の項目について、資料3のとおり整理した。安定的かつ継続的に体制を整備・確保し(①)、登録を受けた船舶管理業務を適切に実施しているかどうかを確認する(②)ため、登録船舶管理事業者規程第4条の登録要件及び第8条の遵守事項等を軸として、全57項目を策定し、必須の項目のみとした。特に、今般の登録制度については、登録船舶管理事業者の業務の実施体制について主眼を置いていることから、①を重点的に評価するため、整理を行っている。

① 必要な組織体制を整備・確保しているかどうか(41項目)

- ・適正な業務の安定的な実施、改善に向けたPDCAサイクルの構築がなされているか
- ・組織内において、船舶管理業務に関する認識の共有がなされているか

② 船舶管理の実施を適切に行っているかどうか

(1) 船舶保守管理(2項目)

- ・船舶保守管理計画を策定しているか 等

(2) 船員配乗・雇用管理(6項目)

- ・安全衛生基準を策定しているか 等

(3) 船舶運航実施管理(8項目)

- ・船舶運航実施基準を策定しているか 等

- 統一的な評価を行うため、自己及び第三者の評価項目を同一、適否による評価を行うこととし、その上で、適否の結果に加え、登録船舶管理事業者の業務に関する総評を自己評価・第三者評価それぞれにおいて行うこととしてはどうか。
- 任意ISMやISO9001等、船舶の安全管理体制や業務の品質の審査を行っている制度において、評価制度の参考となる評価項目、評価手法があるか、また、既にそれらの審査・認証を受けている者の取扱いなどについて事務局において改めて整理した。
- これらの制度においては、本評価制度のチェックリストの各項目と類似する項目について審査を行っているため、当該制度において認証を受けていることをもって、特定の項目の評価に代えることも考えられる。しかしながら、本チェックリストは、評価を受ける者が登録船舶管理事業者として、安定的・継続的に体制を整備していることや、登録を受けた船舶管理業務を適切に実施しているかどうかについて確認することを趣旨としていることから、他の制度における類似の審査項目とは、その範囲や内容、判断基準が必ずしも一致しないと考えられることから、既にそれらの審査・認証を受けていたとしても、改めてチェックリスト全ての項目について評価を行うこととする。
- ただし、評価を行う際に、他の制度における類似の項目の審査にあたって用いた資料等の一部について、評価の際に活用を認めることとする。活用を認める項目、およびその活用例については、自己評価及び第三者評価機関による評価実施までに、参考として国土交通省にて公表することとする。
- なお、規程第8条第1項第5号に基づく内部監査の実施において、今般の国土交通省が作成したチェックリストを活用している場合は、直近の内部監査の結果の一部を自己評価として提出することを認めることとする。

(2) 第三者評価機関について

(第1回検討会において頂いた御意見)

- 第三者評価を行う評価機関の選定にあたっては、機関によって評価にばらつきが生じないことや、審査員の専門性、評価に対する信頼性を確保する必要もあるということを踏まえて、選定の基準を設ける必要があるのではないか。
- 第三者評価の方法については、文書の確認等を行うべきではないか。船の状態についても評価対象とするのであれば、訪船は必要な場合に限ることとし、基本的には写真による確認で実施するなどの工夫が可能ではないか。

(事務局の整理の方向性)

- 第三者評価機関については、登録船舶管理事業者の業務に対して適切に評価を行うことが可能であるかを国土交通省が審査するため、評価を実施しようとする機関から、必要な事項の申請を受け、国土交通省が認定することとする。なお、認定した評価機関に対して、事業年度毎に、評価業務の実施状況を報告させることとする。

(審査事項例)

- ・ 海運事業者の業務に関する知見があること、会社の業務・組織に対する評価・審査実績を有すること
 - ・ 登録船舶管理事業者に係る評価業務に関する組織体制
 - ・ 登録船舶管理事業者に係る評価業務に関する実施計画 等
- 統一的な評価を行うため、評価項目の確認方法を定めることにより、複数の第三者評価機関が評価を実施することが可能となるような枠組みとする。
 - 第三者評価機関による評価の実施方法は、評価機関や登録船舶管理事業者の負担も踏まえ、書類審査(写真等の電子データの送付)やインタビューによるものとする(即ち、検船や実地検査を義務づけるものとはしない)。

(3) 評価結果の扱いについて

(第1回検討会において頂いた御意見)

- 評価の公表については、利用者にとって分かりやすい方法で実施することを前提とした上で、総合評価等の形で公表することが考えられる。個別の評価項目をどのように公表すべきか、全て公表するかどうかについては、検討が必要ではないか。
- 更新時に限らない任意の業務評価を行うことについては、前回の評価結果を船舶管理業務の質の改善に生かすこと、また改善を図ったことを利用者に対しアピールする手段となることから、当該評価を国土交通大臣に報告し、公表する仕組みを設けることも一案である。ただし、更新期間との関係については整理が必要ではないか。

(事務局の整理の方向性)

- (1)の通り、自己評価及び第三者評価の実施について、必須項目に絞ることとしているが、登録船舶管理事業者の自己PRが可能となるよう、自社の積極的取組を記載するための様式を作成し、評価結果として、登録船舶管理事業者の船舶管理業務が一定水準以上であることを「見える化」するため、自己評価結果・第三者評価結果を公表するとともに、登録船舶管理事業者の積極的取組についてもあわせて公表することとした(資料4-1～資料4-3)。
- なお、資料4-1、資料4-2中、適合・改善余地・不適合の判断結果については、適合(全て適)、不適合(全て否)、改善余地(その他)とすることとし、結果に係るコメントを記載する。
- 国土交通大臣への自己評価・第三者評価の結果報告については、第1回検討会で示した通り、評価項目を網羅的に報告対象とする。
- 登録船舶管理事業者が、最新の業務状況に関して評価を受けることを希望する場合については、登録・更新期間満了前に関わらず、任意で評価を受けられることとし、その結果を国土交通省へ報告することを認める。ただし、評価結果は、登録船舶管理事業者の更新の可否に影響するものではなく、自主的に判断するものであることから、登録船舶管理事業者に対して義務づけられる更新時の評価については、登録(又は前回の更新)時から更新時までの期間を対象として実施することとする。

(4) 評価制度のあり方について

(第1回検討会において頂いた御意見)

- 評価制度を構築・運用していく中で、制度が適切に運用されているか、どれほど船舶管理事業者の活用に資するものになっているかなど、制度自体のあり方についても、PDCAサイクルにより、今後修正・見直しを検討していく必要があるのではないか。また、登録船舶管理事業者自身が、受けた評価をどうフィードバックしていくか、という議論も必要なのではないか。

(事務局の整理の方向性)

- 制度の見直しについては、3年後(2021年度)に、登録船舶管理事業者の更新が到来する。これらの事業者の更新を踏まえ、その後、制度の見直しを行うこととする。登録船舶管理事業者の更新後、登録船舶管理事業者への国によるヒアリング等を通じて、評価制度に係るフィードバックをもらうこととする。
- 評価項目の他の制度の活用については、今後、国土交通省において精査が必要であるが、適合書類・安全管理証書、船舶安全管理認定書・適合認定書について、登録船舶管理規程の中で添付書類として規定しているところ。今後、見直しに伴い、簡素化も含めて検討を行う。